

私立学校振興費（運営費）補助金のうち「エネルギー価格高騰対策割」の取扱いについて

1 概要

エネルギー価格高騰対策事業として、価格高騰による光熱費のかかり増し分を負担する学校法人に対し、補助金を交付するもの。

2 対象学校種

幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園及び幼稚園型認定こども園を除く。）、中学校、高等学校及び特別支援学校

3 補助対象期間

令和8年4月1日から令和8年9月30日まで （前期分）

4 補助対象経費

補助対象期間中に支出した光熱費のうち、令和3年度に支出した光熱費を超過した金額

※ 光熱費＝電気料金、ガス料金及び燃料（灯油、ガソリン、軽油及び重油）料金の合計額

※ 通信制課程を置く高等学校については、当該課程にかかる光熱費を、全日制課程にかかる光熱費に含めるものとする。

5 補助金額

補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、1校（園）当たり950千円（前期分）を限度とする。

6 その他

（1） 本補助金は、令和8年度限りであること。

（2） 令和8年度中に、電気、ガス又は燃料料金を対象とする他の補助金等の交付を受けている（又は受ける予定である）場合は、別紙15「エネルギー価格高騰対策所要額（支出済額）調書」に必ず記入すること。記入漏れにより、本事業との補助対象経費の重複が判明した場合には、当該金額について返還させる場合があること。